

「県民健康管理調査」検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 福島第一原子力発電所事故による県内の放射能汚染を踏まえ、福島県が、県民の健康不安の解消や将来にわたる健康管理の推進等を図ることを目的として実施する「県民健康管理調査」(以下、「調査」という。)に関し、専門的見地から広く助言等を得るために、「県民健康管理調査」検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 調査の実施方法等の検討に関すること。
- (2) 調査の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他、調査の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、知事が指名する有識者により構成する。

- 2 委員会の座長は知事が指名し、座長は委員会の会務を総理する。
- 3 委員会に座長代行を置き、座長がこれを指名する。

(運営)

第4条 委員会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(部会)

第5条 専門的な事項について検討するため、部会を設置することができる。部会の設置に必要な事項については 知事が別に定める。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、福島県保健福祉部健康衛生総室に委員会の事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

福島県「県民健康管理調査」検討委員会委員名簿

○ 委 員

(敬称略)

氏 名	現 職
明 石 真 言	独立行政法人放射線医学総合研究所理事
児 玉 和 紀	財団法人放射線影響研究所主席研究員
神 谷 研 二	国立大学法人広島大学原爆放射線医科学研究所所長・教授 (福島県放射線健康リスク管理アドバイザー)
山 下 俊 一	国立大学法人長崎大学医歯薬学総合研究科長 (福島県放射線健康リスク管理アドバイザー)
星 北 斗	社団法人福島県医師会常任理事
阿 部 正 文	公立大学法人福島県立医科大学理事兼副学長 (医学部病理病態診断学講座主任 (教授))
安 村 誠 司	公立大学法人福島県立医科大学医学部 公衆衛生学講座主任 (教授)
阿久津 文 作	福島県保健福祉部長